

**【緊急】【重要】**

**新型コロナウイルス感染症にかかる注意喚起（7月2日）**

**（国内線の運航再開（国際線は運航停止を継続））**

**【ポイント】**

●ナイジェリア航空大臣は7月1日、自身のツイッターを通じて、7月8日から国内線の運航を段階的に再開する旨発表しました。なお、国際線につきましては、引き続き発着停止措置が継続されており、今後の発表を待つ必要がありますので、ご注意ください。

●ナイジェリア保健省及び疾病予防管理センター（NCDC）等によれば、7月1日時点のナイジェリアにおける新型コロナウイルス感染例は合計26,484例に増加しています。

●邦人の皆様におかれましては、引き続き、最新の情報を入手するとともに、感染予防に努めてください。

**【本文】**

## 1 国内線の運航再開延期（国際線は運航停止を継続）

ナイジェリア航空大臣は7月1日、自身のツイッターを通じて、国内線の運航を以下のとおり段階的に再開する旨発表しました。他方、国際線については、追って通知するまでの間、運航停止措置が継続される由ですので、ご注意ください。

●アブジャ空港及びラゴス空港：7月8日から再開

●カノ空港、ポートハーコート空港、オウエリ空港及びマイドゥグリ空港：7月11日から再開

●その他の空港：7月15日から再開

## 2 ナイジェリアにおける感染状況

ナイジェリア保健省及びナイジェリア疾病予防管理センター（NCDC）等によれば、ナイジェリアで確認された新型コロナウイルス感染例は7月1日午後11時55分（当地時間）時点で、合計26,484例に増加しています（うち、死亡603例）。

各州における感染状況は以下のとおりです。

（ラゴス州） 10,630人

（FCT） 1,935人

（オヨ州） 1,391人

（カノ州） 1,257人

（エド州） 1,165人

(デルタ州)	1, 131人
(リバーズ州)	1, 088人
(オグン州)	869人
(カドゥナ州)	805人
(カツィナ州)	578人
(ゴンベ州)	507人
(バウチ州)	505人
(ボルノ州)	493人
(エボニー州)	438人
(プラトー州)	382人
(イモ州)	352人
(エヌグ州)	327人
(オンド州)	325人
(アビア州)	320人
(ジガワ州)	318人
(クワラ州)	235人
(バイエルサ州)	234人
(ナサラワ州)	213人
(ソコト州)	151人
(オシュン州)	127人

(ナイジャー州)	116人	
(アクア・イボム州)	86人	
(アダマワ州)	84人	
(ケビ州)	81人	
(ザムファラ州)	76人	
(アナンブラ州)	73人	
(ベヌエ州)	65人	
(ヨベ州)	61人	
(エキティ州)	43人	
(タラバ州)	19人	
(コギ州)	4人	
(クロスリバー州)	0人	合計26,484人

### 3 感染予防

ナイジェリア保健省やナイジェリア疾病予防管理センターは、日頃の感染予防が感染拡大を防ぐためには重要であるとして、以下の励行を呼びかけています。

- こまめに流水、石鹸を使った手洗いを励行する。水を利用できない時は除菌液（サニタイザー）を使用する。
- 咳をする際にはティッシュ等で口周りを覆う。ティッシュがない場合は、肘の内側で口周りを覆う。ティッシュ等は使用后すぐに適切に処分してください。ティッシュ

が手に入らない場合は、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。

- 咳やくしゃみなどの症状がある人物との濃厚接触を避ける。
- 人込みの多い場所を避ける。
- 他の人との間に距離をとる（約2メートル）

#### 4 情報収集

新型コロナウイルスに関する主な情報収集源を以下に例示します。

これらや報道などを通じて最新の情報を収集するようお願いします。

- ナイジェリア疾病予防管理センター（NCDC）ホームページ

<https://www.ncdc.gov.ng>

（ナイジェリア政府発表のロックダウン下のガイドライン）

[http://statehouse.gov.ng/covid19/wp-content/uploads/2020/07/UPDATED-IMPLEMENTATION-GUIDELINES-FOR-EXTENSION-OF-LOCKDOWN\\_June-30-to-July-27-2020.pdf](http://statehouse.gov.ng/covid19/wp-content/uploads/2020/07/UPDATED-IMPLEMENTATION-GUIDELINES-FOR-EXTENSION-OF-LOCKDOWN_June-30-to-July-27-2020.pdf)

- 外務省海外安全対策ホームページ（日本）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- 厚生労働省ホームページ（日本）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

- 首相官邸（日本）

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

## 5 感染拡大に伴う各国の水際対策

感染拡大に伴い、感染者確認国からの入国制限措置等を実施している国もあり、また、航空会社によっては感染者確認国との間の路線について運航停止または減便等を行っている場合がありますので、海外渡航を予定している方は、経由国の選定を含め注意が必要です。

◎6月29日の領事メールにてお知らせした日本の「水際対策強化に係る新たな措置」(注)は7月1日からの実施となります。

(注)新たに、カメルーン、中央アフリカ、モーリタニアなど18か国が入国拒否の対象となり、ナイジェリアにつきましては、これまでどおり、入国後14日間の自主隔離等の措置が7月末まで延長されます。

詳細は以下リンク先のとおりです。日本への帰国等の際には、ご留意いただくとともに、最新の情報をご確認ください。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005130.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

◎外務省では、日本を含む感染者確認国からの入国制限措置や入国後の行動制限に関する各国措置や日本の水際対策をとりまとめ情報発信しています(海外安全ホームページ)。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

◎日本への入国の際の検疫・隔離等に関する情報(厚生労働省ウェブサイト)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

6 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

○在ナイジェリア日本国大使館（領事班／医務班）

電話：090-6000-9019 または 090-6000-9099

※国外からは（国番号 234）90-6000-9019 または 90-6000-9099

夜間緊急連絡用電話：080-3629-0293

※国外からは（国番号 234）80-3629-0293

ホームページ：<http://www.ng.emb-japan.go.jp/j/>

電子メール：[visanigeria@la.mofa.go.jp](mailto:visanigeria@la.mofa.go.jp)

（了）